

11/12
～25

＼ あなたのそばに暴力(DV)はありませんか？ ／ 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、配偶者(内縁関係・元配偶者も含む)や恋人など親密な関係にある人から振られる暴力のことです。

また、子どもがDVを目撃することは児童虐待にあたります。家庭でDVを目撃したりDVの雰囲気を感じとること
で感情表現や問題解決の手段として暴力を学習してしまうなど、子どもに悪影響を及ぼします。

DVの形態

- ◎身体的暴力…殴る・蹴る・突き飛ばす・物を投げる・首を絞める など
- ◎精神的暴力…大声で怒鳴る・無視する・生活費を渡さない・自尊心を傷つける・相手の行動を制限する など
- ◎性的暴力……性行為を強要する・避妊に協力しない・中絶を強要する など

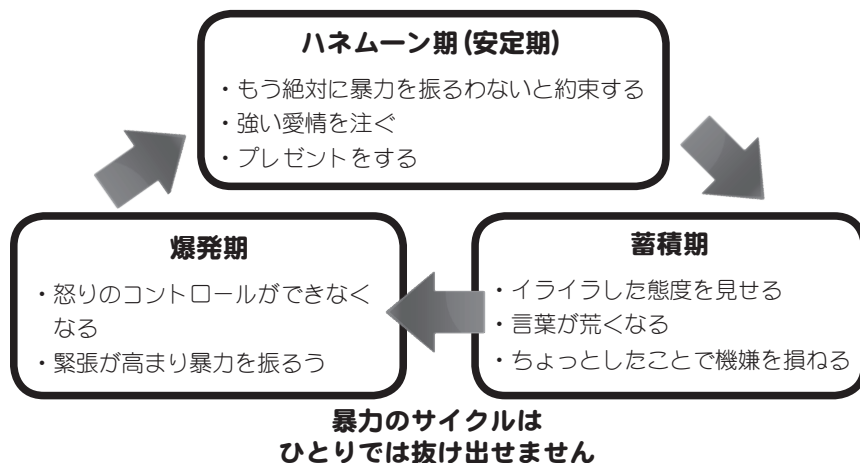
デートDVをご存知ですか？

交際相手との間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。男女間の交際が始まる若年層(高校生や大学生など)でDVの増加が問題視されています。

どんなに親密な関係にあっても、暴力は決して許される行為ではありません。
あなたのそばに暴力はありませんか？ひとりで悩まず、ご相談ください。

DVチェックシート

- ☐ 自分の思い通りにならないと怒る
 - ☐ 相手の希望を無視して、物事を決める
 - ☐ 相手が他の人と仲良くすると責める
 - ☐ 生活費を(少ししか)渡さない
 - ☐ 相手の行動や交友関係を何でも知りたがる
- ※該当する項目があったら相手を支配しようとしている表れです。自分や相手の態度や行動を見直しましょう。



DVに関する相談窓口

- ◆とちぎ男女共同参画センター相談ルーム
☎028(665)8720
(月～金: 9時～20時、土・日: 9時～16時)

- ◆困難を抱える女性LINE相談@とちぎ
(毎週火・土: 15時～22時)
- ◆生活環境課 人権・協働推進係
☎(57)4132(平日: 8時30分～17時15分)



人権講演会を開催します

「女性の人権」をテーマにDV(配偶者等からの暴力)について人権講演会を開催します。ぜひご参加ください。

📅12月10日(火)開場13時30分 開演14時

📍役場新館2階大会議室

【テーマ】

DV被害者の理解と対応
～すべての人が安心安全に暮らせる社会のために～

【講師】藤平 裕子 氏

📎100名程度 事前予約制(無料・手話通訳あり)

📅11月1日(金)～29日(金)

電話、メール、FAXまたは直接問合せ先

問生活環境課 ☎(57)4132

✉seikatukankyoku@town.nogi.lg.jp



12月4日(水)～10日(火)は「人権週間」です ～人権週間特設相談～

特設人権相談所を開設します。様々な人権問題について人権擁護委員が相談をお受けします。

📅12月2日(月) 9時～12時(受付は11時30分まで)

📍ひまわり館多目的室2

※相談は秘密厳守ですので安心してご相談ください。

問生活環境課 ☎(57)4132

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化期間

女性に関する様々な相談について、期間中時間を延長して女性の人権問題に詳しい法務局職員または人権擁護委員がお受けします。

📅11月13日(水)～19日(火) 8時30分～19時

☎0570(070)810(ナビダイヤル)(土日: 10時～17時)

※相談は秘密厳守ですので安心してご相談ください。

問宇都宮地方法務局 ☎028(623)0925